

議決事項の一部変更について（工事請負）

平成26年1月10日平成25年第4回霧島市議会定例会で議決された議決第124号木之房団地建替（4号棟）建築工事について、下記のとおりその一部を変更したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及び霧島市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年霧島市条例第68号）第2条の規定により、議会の議決を求める。

平成26年2月18日提出

霧島市長 前田 終 止

記

第3項中「234,150,000円」を「240,294,000円」に変更する。

（提案理由）

現在工事中の木之房団地建替（4号棟）建築工事の平成26年4月1日以降に施工する工事費分が、消費税法改正法第2条の規定に基づく消費税の税率の改正及び地方税法等改正法第1条の規定に基づく地方消費税の税率の改正に伴い増額になるため契約変更したいので、議会の議決を求めるものである。